

農産物検査証明を受けていない原料玄米(未検査米)に
「産地」、「品種」及び「産年」を表示することができるようになりました！

【従来の制度(令和3年6月30日まで)】
〈未検査米(1種類のみ袋詰めした場合)〉

名 称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米 国内産			10割
内 容 量	5 k g			
精米時期	令和○年○月○日			
販 売 者	秋田 花子 秋田県○○市○○町○-○ 電話：○○○-○○○-○○○○			

「品種」及び「産年」を表示するための根拠は、農産物検査証明に限られていました。

*産地は、「米トレーサビリティ法」に基づき表示することができます。

未検査米の場合、「品種」及び「産年」を表示することができませんでした。



【新制度(令和3年7月1日から)】

「産地」、「品種」及び「産年」の証明を受けていない米穀であっても、根拠資料を保管することで、「産地」、「品種」及び「産年」の表示が可能になりました。

名 称	精 米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 秋田県	あきたこまち	○年産
内 容 量	5 k g		
精米時期	令和○年○月○旬		
販 売 者	秋田 花子 秋田県○○市○○町○-○ 電話：○○○-○○○-○○○○		

《表示項目》

●「産地」「品種」「産年」の3項目

*「使用割合」の項目は不要です。

《表示方法》

●「単一原料米」と表示します。

(任意表示)

*「産地」、「品種」及び「産年」の根拠資料の情報を表示することができます。

《農産物検査証明以外の根拠資料の例》

*どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料(種苗の購入記録等)

*全体の作付状況に対する品種ごとの作付状況がわかる資料(水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等)

〈表示の根拠資料がない場合（「品種」及び「産年」を表示しない場合）〉

名 称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内 容 量	5 k g			
精米時期	令和〇年〇月〇日			
販 売 者	秋田 花子 秋田県〇〇市〇〇町〇－〇 電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇			

《表示項目》

●「産地」「品種」「産年」

「使用割合」の4項目

*従来の制度と変更はありません。

《表示方法》

●「複数原料米」等と表示します。

*「未検査米」と表示することはできません。

〈米トレサビリティ法に基づき産地(都道府県名)を表示する場合
（「品種」及び「産年」についての根拠資料がない場合）〉

※原料玄米以外の事項については、〈表示の根拠資料がない場合〉を参照

名 称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (秋田県)			10割 10割

●産地(都道府県名)は、
「米トレサビリティ法」に基づき
表示することができます。

*「米トレサビリティ法」に基づく産地伝達の根拠資料について表示することもできます。

名 称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (秋田県 (米トレサビリティ法による伝達))			10割 10割

◆「単一原料米」とは？

産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米のことをいいます。

※上記以外の米は「複数原料米」等と表示します。（〈表示の根拠資料がない場合〉を参照）